

| | |
|-------|------------|
| 版番号 | 第2版 |
| 総ページ数 | 8頁 |
| 初版制定日 | 2006年10月1日 |
| 改訂年月日 | 2010年 4月1日 |

安全管理規程

株式会社 アサヒセキュリティ

安全管理規程

目次

第1章 総則

第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程(以下「本規程」という。)は、貨物自動車運送事業法(以下「法」という。)第16条の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、当社の一般貨物自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第3条 会社は、輸送の安全の確保に全力を尽くし「信義・誠実」を社是とし、お客様へのサービスの向上並びに環境の保全に努め、自動車社会に貢献する。

2 会社は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に関する事項について主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

3 会社は、輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善(P D C A)を確実に実施し、安全対策を随時見直すことにより、輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第4条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び本規程に定められた事項を遵守すること。
- (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
- (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。

(輸送の安全に関する目標)

第5条 第3条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第6条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(社長等の責務)

第7条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 経営トップは、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第8条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を的確に行う。

- (1) 安全統括管理者
 - (2) 運行管理者
 - (3) 整備管理者
 - (4) その他必要な責任者
- 2 統括本部長は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、各エリアの本部長を統括し、指導監督を行う。

- 3 本部長は、安全統括管理者又は統括本部長の命を受け、輸送の安全の確保に関し、運営部を統括し、指導監督を行う。
- 4 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第9条 取締役のうち、貨物自動車運送事業輸送安全規則(平成2年運輸省令第22号。以下「安全規則」という。)第2条の6に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。
 - (1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
 - (2) 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
 - (3) 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第10条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- (1) 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- (2) 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- (3) 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- (4) 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- (5) 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、経営トップに報告すること。
- (6) 経営トップ等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- (7) 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- (8) 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- (9) 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- (10) その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第11条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第12条 経営トップと現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第13条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は本規程第8条第4項の組織図による。

- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、経営トップ又は社内の必要な部署に速やかに伝達されるように努める。
- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第1項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号。以下「報告規則」という。)に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第14条 第5条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

第15条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも1年に1回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、経営トップに報告するとともに

に、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

- 3 実施に当たっては、経営トップがその重要性を会社内部へ周知徹底する等の支援を行う。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第16条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

- 2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

第17条 安全規則第2条の8に基づき、次の各号について毎事業年度の経過後100日以内に外部(ホームページ等により)に対し公表を行う。

- (1) 輸送の安全に関する基本的な方針
 - (2) 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況
 - (3) 報告規則第2条に規定する事故に関する統計
 - (4) 安全管理規程
 - (5) 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置
 - (6) 輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制
 - (7) 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況
 - (8) 輸送の安全に係る内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置
 - (9) 安全統括管理者に係る情報
- 2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第18条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。
- 3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存を行う。

(規程の改廃)

第19条 本規程の改廃は、安全統括管理者が立案し、社長が決定する。

附 則

(実施の期日)

本規程は、2006年10月 1日から実施する。

附 則

(実施の期日)

本規程は、2010年 4月 1日から実施する。

改訂履歴

| 版数 | 制定日 | 改訂内容 |
|-----|-------------|---|
| 第1版 | 2006年10月 1日 | 初版 |
| 第2版 | 2010年 4月 1日 | <ul style="list-style-type: none"> ・目次を新設。 ・第1条(目的) 第1項に「第16条の規定」を追加。 ・第2条(適用範囲)第1項の「等」を削除。 ・第4条(輸送の安全に関する重点施策) 第1項の「会社は、」を削除。 ・第5条(輸送の安全に関する目標及び計画) (輸送の安全に関する目標)に変更し、全文を改訂。 ・第6条(輸送の安全に関する計画)の新設。 ・第6条 第7条(社長等の責務)に変更し、第2項の「社長、取締役及び執行役員(以下3者を総称して「役員」という。)」「経営トップ」に変更。 第3項及び第4項の「役員」「経営トップ」に変更。 ・第7条 第8条(社内組織)に変更。 第1項を「次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を的確に行う。」に改訂。 第2項を「統括本部長は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、各エリアの本部長を統括し、指導監督を行う。」に改訂。 第3項を「本部長は、安全統括管理者又は統括本部長の命を受け、輸送の安全の確保に関し、運営部を統括し、指導監督を行う。」に改訂。 第1項の「(2)統括本部長」、「(3)本部長」及び「(4)車両運行管理担当者」を削除し、第5号 第2号、第6号 第3号、第7号 第4号に変更。 第4項～第8項を削除し、第9項 第4項に変更。 ・第8条 第9条(安全統括管理者の選任及び解任)に変更し、第1項の「会社は、」及び「及び執行役員」を削除し、「(以下「安全規則」という。)」「(平成2年運輸省令第22号。以下「安全規則」という。)」に改訂。 第2項の「会社は、当該安全統括管理者」「当該管理者」に改訂。 ・第9条(安全統括管理者の権限)を全文削除。 |

| | | |
|--|--|--|
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・第10条(安全統括管理者の責務)第1項第5号の「社長」及び第1項第6号の「役員」「経営トップ」に変更。 ・第11条(輸送の安全に関する重点施策の実施)の改訂。 ・第12条(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)の改訂。 ・第13条(事故、災害等に関する報告連絡体制)第1項の「会社は、」を削除し、本規程第7条第9項 本規程第8条第4項に変更。 第2項の「役員」「経営トップ」に変更。 第4項の「安全統括管理者は、」及び「よう運行管理者に命ずる。」を削除し、「(以下「報告規則」という。)(昭和26年運輸省令第104号、以下「報告規則」という。)」に改訂。 ・第14条(輸送の安全に関する教育及び研修)の「会社」を削除し、「第5条の輸送の安全に関する目標を達成するため、」を追加。「作成」「策定」に変更。 ・第15条(輸送の安全に関する内部監査)第1項の「事務局担当者により」「安全統括管理者が指名する者を実施責任者として」に改訂し、「少なくとも1年に1回以上」を追加。 第2項の「社長」及び第3項の「役員」「経営トップ」に変更。 ・第16条(輸送の安全に関する業務の改善)第1項の「会社は、」を削除。 ・第17条(情報の公開)第1項の「会社は、」を削除し、「毎事業年度終了後」「毎事業年度の経過後100日以内」に改訂。第1項第2号の「その」「当該目標の」に改訂。 第2項を「事故発生後における再発防止対策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に公表する。」に改訂。 ・第18条(輸送の安全に関する記録の管理等)第2項の「役員」「経営トップ」に変更。 |
|--|--|--|